

佐渡市観光振興イベント支援補助金事務取扱要領

平成 30 年 3 月 30 日

産業観光部観光振興課

佐渡市観光振興イベント支援補助金（以下「補助金」という。）については、佐渡市補助金等交付規則（以下「交付規則」という。）、佐渡市観光振興イベント補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に定めるもののほか、次のとおり取り扱うものとします。

1. 交付対象等（交付要綱第 1～4 条）

交付要綱に規定する「観光振興イベント」とは、佐渡市の観光振興施策の方向性に合致する、団体等の開催する島外客の誘致等を目的としたイベント等のことをいいます。

なお、補助事業者と補助金の交付の申請等を行う者とは原則として同一の者でなければなりません。

2. 対象期間（交付要綱第 5 条）

交付要綱第 5 条の定めによります。

3. 交付の基準（交付要綱第 6 条）

交付要綱第 6 条の定めによります。なお、交付額の上限を 500 万円（10,000 円未満切捨て）、下限を 5 万円とします。

4. 補助対象経費（交付要綱第 7 条）

(1) 交付要綱第 7 条の定めによります。

(2) 補助金不正受給防止の観点から、一件当たり 50 万円以上の経費の支払いは銀行振込により行わなければならないものとします。

(3) クレジットカードにより経費の支払を行った場合は、領収書のほか、カード会社発行の明細書及び引落とし口座の通帳の写し等で支払いが完了していることを示してください。なお、補助事業の実施期間内に口座からの引き落としが完了しないものは補助対象外となりますので注意してください。

5. 交付の申請（交付要綱第 8 条～9 条）

(1) 補助金の交付を申請しようとする団体等は、イベント等を開催する年度の前年度の 10 月末日までに観光振興イベント支援補助金の交付申請にかかる事前協議書（様式第 1 号）を提出してください。なお、事前協議書の提出を受けて、団体等に対面、書面等によるヒアリングを実施します。それらの結果をもとに適否を決定し、観光振興イベント支援補助金申請にかかる事前協議回答書（様式第 2 号）により通知します。

(2) 承諾されたイベント等については、開催年度の 4 月 1 日以降、可能な限り早期に交付の申請をしてください。

6. 審査・交付決定（交付要綱第 10 条～11 条）

佐渡市は、団体等の代表者から交付申請書の提出があった場合、通常 14 日以内に別表により交付申請の内容について審査するものとします。審査の結果、補助金の交付をすることが適当と認められたときは、審査後 10 日以内に交付要綱第 11 条に定める条件を付し、補助金の交付決定を通知することとします。

7. 申請の取下げ（交付要綱第 12 条）

交付要綱第 12 条の定めによります。

8. 申請内容の変更等（交付要綱第 13 条）

交付要綱第 13 条に規定する変更・中止・廃止が見込まれる場合には、すみやかに佐渡市に報告してその指示を受けなければなりません。

また、収支について予算作成時から増減等があり、決定した交付金額にも影響が見込まれる場合にも、それが判明した時点ですみやかに佐渡市に報告してその指示を仰いでください。

9. 実績報告（交付要綱第 14 条）

交付要綱第 14 条の定めによります。

10. 補助金額の確定及び交付（交付要綱第 15 条）

実績報告書の審査が終了し、適合すると認められたときは、審査終了後 10 日以内に補助金額を確定し、通知するものとします。

11. 概算払（交付要綱第 16 条）

概算払が必要な場合は、観光振興イベント支援補助金概算払請求書（様式第 18 号）を提出してください。審査の際には、収支の途中経過を示す書類等、概算払が必要な状況を示す書類の提出を求めることがあります。

12. 交付決定の取消し（交付要綱第 17 条）

交付要綱第 17 条の定めによります。なお、交付決定の取消は補助事業終了後においても効力を発するものとします。

13. 補助金の返還（交付要綱第 18 条～第 20 条）

交付要綱第 18 条、第 19 条及び第 20 条の定めによります。

14. 補助金の経理等（交付要綱第 21 条）

交付要綱第 21 条の定めによります。

15. 財産の管理等（交付要綱第 22 条～24 条）

交付要綱第 22 条から第 24 条までの定めによります。

16. 補助金交付の停止（交付要綱第 25 条）
交付要綱第 25 条の定めによります。

17. 報告及び調査（交付要綱第 26 条）
交付要綱第 26 条の定めによります。

18. 団体名等の変更（交付要綱第 27 条）
交付要綱第 27 条の定めによります。

19. その他

この事務取扱要領は平成 30 年 4 月 1 日から適用します。

別表

佐渡市観光振興イベント支援補助金交付（不交付）決定審査基準表

1. 審査表

審査内容（要件）	合・否
交付申請書に必要事項が漏れなく記入されているか。	
交付申請書に定める添付書類に不備はないか。	
・事業計画書（様式第4号）が添付されているか。	
・収支予算書（様式第5号）が添付されているか。	
・イベント運営計画（様式第6号）が添付されているか。	
・島外からの誘客計画書（様式第7号）が添付されているか。	
・団体概要が添付されているか。	
・イベント概要が添付されているか。	
・（一社）佐渡観光交流機構の共催承諾書が添付されているか。	
・見積書の写し又は金額を証明する書類が添付されているか。	
・誓約書が添付されているか。	
・その他参考となる資料資料が添付されているか。	
事前協議書及びヒアリング等での説明内容と大きくかけ離れた内容でないか。	

2. 交付（不交付）決定基準

- 1) すべての要件に適合したものに交付を決定します。